京都地域留学生住宅支援制度 ご利用のながれ（協力事業者）

これは協力事業者による京都地域留学生住宅支援制度のご利用のながれを簡易的に表したものです。各々の手続きにつきましては規定等をよくお読みになり、ご理解頂いた上でご利用いただきますようお願い申し上げます。

協力事業者(仲介業者、管理業者、家主)が京都地域留学生住宅支援機構（以下「機構」という）と包括契約書を締結している。

※複数の協力事業者が関わる物件の場合は、相互に包括契約書の存在を情報共有し、各協力事業者は包括契約書について機構と個別に締結する必要があります。

いいえ

はい

機構と包括契約書を締結

大学コンソーシアム京都HP内の規定・実施要領・包括契約書等をよくお読みになった後、包括契約書にご同意いただけた場合は**「資料3：京都地域留学生住宅支援制度に係る包括契約書」（webダウンロード可）を2通作成し甲欄に記名押印の上、機構事務局へ郵送。**住所は下記参照。

▼大学コンソーシアム京都HP
（http://www.consortium.or.jp/）
サイト内検索『住宅支援制度』と入力

完了

賃貸借契約書類の準備

学生が有効な**「学生証」**（入学許可を証する書類でも可）と機構発行の**「会員証」**を確認する。
所属大学確認書(webダウンロード)を賃貸借契約書の最終ページに袋とじ（要割印）する。
契約期間が学生の在学期間におさまるよう注意する。書類の準備完了後、留学生本人に賃貸借契約書等の契約書類を大学まで持参させる。

完了

大学が留学生と面談し、所属大学確認書に必要事項を記入し公印を押印。
その後、留学生が契約書類を提出。

完了

大学の確認を終えた契約書類を受領

留学生が賃貸借契約書を2部コピーし大学に提出。
（大学と機構事務局で1部ずつ保管）

手続完了、入居開始

契約期間中に学籍異動等契約に関わる変更事項が生じた場合は、大学と連携して対処する。

契約期間終了

契約更新

契約更新の際は、必ず会員証の有効期限を確認してください。**有効期限を超えた期間については、例え自動更新されていても補償は受けられません。**
学生が進学（学部から大学院など）する際は新たな学生証・会員証が発行されますので、再び契約書類の作成が必要です。

お問い合わせ先
▼機構事務局(大学コンソーシアム京都)
〒600-8216　京都市下京区西洞院通塩小路下る
キャンパスプラザ京都
TEL 075-353-9163,　FAX 075-353-9101